



発行 東京都

目次

66

規則

○東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則………（福祉保健局医療政策部医療人材課）

規則

東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月十四日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百七十五号

東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和六十一年東京都規則第一百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第一条の二 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第二条を次のように改める。

（指定施設）

第二条 条例第二条第四号に規定する規則で定めるものは、都内に存する施設等（第十条に掲げる施設を除く。）であつて、次に掲げるものをいう。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の許可を受けた病床が二百床未満の病院

二 医療法第七条の許可を受けた病床数のうち精神病床数が八十パーセント以上を占める病院

三 ハンセン病療養所

四 医療法第一条の五第二項に規定する診療所

五 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設

六 児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関

七 地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第二十一条第二項第一号に規定する特定町村（保健師の場合に限る。）

八 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設

九 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院

十 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス（同法第八条第四項に規定する訪問看護に限る。）の事業を行う事業所

十一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号に規定する施設

第二条の次に次の一条を加える。

（都内施設）

第二条の二 条例第二条第五号に規定する規則で定めるものは、都内に存する施設であつて、医療法その他法令に基づき、保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかを配置するもの（前条第一号から第十号までに掲げる施設等に該当するものを除く。）をいう。

第三条中「から第六号まで」を削り、「大学院修士課程に在学している者」を「大学院に在学している者又は在学する予定の者」に改め、第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

第六条第一項中「修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）」を

「修学生」に改める。

第七条第一項第六号中「第十一条第一項第二号から第五号までに定める返還事由に該当した」を「第十一条第一項各号に掲げる理由に該当し、かつ、条例第十二条第一項の規定により返還債務の履行の全部を猶予されなかつたとき、又は返還債務の履行の猶予（以下「履行猶予」という。）の額に変更があつた」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第十二条第一項第三号の規定による履行猶予を受けている者にあつては毎年四月一日現在における養成施設等に係る在学状況について、同項第四号に定める履行猶予を受けている者にあつては毎年十月一日現在における看護業務の従事状況について、現況届（別記第十六号様式）により知事に報告しなければならない。

第九条の次に次の二条を加える。

（返還期間）

第九条の二 条例第十一条第一項に規定する規則で定める期間は、修学資金の貸与を受けた者が選択した次の各号に掲げる修学資金の貸与金額に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 月額二万五千元 四年間
- 二 月額五万円 四年間
- 三 月額七万五千元 六年間
- 四 月額十万円 八年間

（履行猶予をすることができる返還債務の額）

第九条の三 条例第十二条第一項の規定により履行猶予をすることができる返還債務の額は、別表一の上欄に掲げる履行猶予の要件に該当する場合について、同表中欄に掲げる貸与金額の区分に応じ、同表下欄に掲げる方法により計算した額とする。ただし、条例第十三条の規定による返還債務の免除（以下「免除」という。）を受けた者にあつては、貸与を受けた金額から当該免除を受けた額を差し引いた額とする。

第十条の見出し中「返還債務の当然免除又は裁量免除」を「履行猶予」に改め、同条第一項中「第十条第一項又は第十三条第一項」を「第十二条第一項」に、「返還債務の免除」を「履行猶予」に、「修学資金返還免除申請書」を「修学資金返還猶予申請書」

に改め、同条第二項中「修学資金返還免除承認・不承認通知書」を「修学資金返還猶予承認・不承認通知書」に改める。

第十条の二及び第十条の三を次のように改める。

（免除することができる返還債務の額）

第十条の二 条例第十三条第一項の規定により免除することができる返還債務の額は、別表二の上欄に掲げる免除の要件に該当する場合について、同表中欄に掲げる貸与金額の区分に応じ、同表下欄に掲げる方法により計算した額とする。

（免除の要件）

第十条の三 条例第十三条第一項第四号に規定する規則で定めるものは、養成施設で貸与を受けた者にあつては卒業後、大学院において貸与を受けた者にあつては修了後、直ちに、指定施設又は都内施設において看護業務に従事した者が当該各施設において看護業務に従事しなくなつた後、直ちに、他の指定施設又は都内施設において看護業務に従事した場合、直ちに、他の指定施設又は都内施設において看護業務に従事した場合を含む。）において、当該各施設において通算して五年間又は七年間看護業務に従事した場合とする。

第十一条の見出し中「返還債務の履行猶予」を「免除」に改め、同条第一項中「第十二条」を「第十三条第一項」に、「返還債務の履行の猶予」を「免除」に、「修学資金返還猶予申請書」を「修学資金返還免除申請書」に改め、同条第二項中「修学資金返還猶予承認・不承認通知書」を「修学資金返還免除承認・不承認通知書」に改める。附則の次に別表として次の二表を加える。

別表一（第九条の三関係）

履行猶予の要件	貸与金額	履行猶予の額
一 条例第十二条第一項第一号、第二号又は第三号に該当したとき。	条例第四条各号に掲げる額	貸与を受けた者が選択した貸与金額に貸与を受けた月数を乗じて得た額
二 条例第十二条第一項第四号に該当したとき（指定施設において看護業務	条例第四条第一号から第三号までに掲げる額	貸与を受けた者が選択した貸与金額に貸与を受けた月数を乗じて得た額

別表二(第十条の二関係)

三 条例第十二条第一項第四号に該当したとき(都内施設において看護業務に従事しているときに限る。)	条例第四号各号に掲げる額	七万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
四 条例第十二条第一項第五号に該当したとき。	条例第四号各号に掲げる額	貸与を受けた者が選択した貸与金額に貸与を受けた月数を乗じて得た額

免除の要件	貸与金額	免除の額
一 条例第十三条第一項第一号に該当したとき。	条例第四条第一号又は第二号に掲げる額	貸与を受けた者が選択した貸与金額に貸与を受けた月数を乗じて得た額
二 条例第十三条第一項第二号に該当したとき(看護業務に五年間従事したときに限る。)	条例第四条第三号又は第四号に掲げる額	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
三 条例第十三条第一項第二号に該当したとき(看護業務に七年間従事したときに限る。)	条例第四条第三号又は第四号に掲げる額	二万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
四 条例第十三条第一項第三号に該当したとき。	条例第四号各号に掲げる額	二万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
五 条例第十三条第一項第四号に該当したとき(看護業務に五年間従事したときに限る。)	条例第四条第一号又は第二号に掲げる額	貸与を受けた者が選択した貸与金額に貸与を受けた月数を乗じて得た額
六 条例第十三条第一項第四号に該当したとき(看護業務に七年間従事したときに限る。)	条例第四条第三号又は第四号に掲げる額	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	条例第四条第三号又は第四号に掲げる額	二万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額

七 条例第十三条第一項第五号に該当したとき。 条例第四号各号に掲げる額 貸与を受けた者が選択した貸与金額に貸与を受けた月数を乗じて得た額

備考

一 二の項上欄に該当し免除を受けた者が三の項上欄に該当した場合は、当該免除に係る額に加えて、同項下欄に掲げる額の免除を受けることができる。
 二 五の項上欄に該当し免除を受けた者(貸与金額の区分が条例第四条第三号又は第四号に掲げる額である者に限り、備考三に規定する免除を受ける者を除く。)が六の項上欄に該当した場合は、当該免除に係る額に加えて、同項下欄に掲げる額の免除を受けることができる。

三 都内施設において看護業務に従事し、五の項上欄に該当した場合における免除の額は、同項下欄の規定にかかわらず、二万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額とする。
 四 都内施設において看護業務に従事し、六の項上欄に該当した場合における免除の額は、同項下欄の規定にかかわらず、零とする。

別記第一号様式表中「修学資金(第 種)貸与申込書」を「修学資金貸与申込書」に、

を

種別	貸与期間	貸与額
高等学校	2月5日	5万円
高等学校	2月5日	5万円
高等学校	7月5日	10万円
高等学校	7月5日	10万円

改め、同様式裏中

種別	貸与期間	貸与額
高等学校	2月5日	5万円
高等学校	2月5日	5万円
高等学校	7月5日	10万円
高等学校	7月5日	10万円

を

に

を

借入者の氏名(漢字)	
借入者の氏名(かな)	
借入者の住所	
借入者の職業	
借入者の年齢	
借入者の学歴	
借入者の収入	
借入者の返済履歴	
借入者の返済計画	
借入者の返済能力	
借入者の返済保証	
借入者の返済責任	

に

「20歳」や「18歳」は「養成施設等」や「学校又は養成施設等」は「備える者」や「備える見込みのある者」は「施設長」や「学校長又は施設長」は

「1 貸与の種類

2 貸与月額

別記第三号様式

3 貸与期間

年 月分から
年 月分まで

4 貸与番号

「1 貸与月額

2 貸与期間

年 月分から
年 月分まで

3 貸与番号

別記第五号様式中「及び収入証明書」は

別記第六号様式中「貸与の種類」は

別記第十号様式中

「(注) 届出理由については、(1)及び(2)のうち該当する方に○を付けてください。」

「(注) 1 届出理由については、(1)又は(2)のいずれかを○で囲んでください。

2 届出理由が(1)に該当する場合又は(2)に該当するときであって、返還債務の履行を猶予を希望しない場合は、返還届(別記第15号様式)を提出してください。」

改める。

別記第十四号様式中「指定施設証明」の次に「又は都内施設証明」を添付し、「(大学院修士課程を除く。)」を削り、同様式を次のように改める。

(裏)

指定施設証明

- 1 医療法第7条の許可を受けた病床が200床未満の病院
- 2 医療法第7条の許可を受けた病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院
- 3 ハンセン病療養所
- 4 医療法第1条の5第2項の診療所
- 5 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- 6 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
- 7 地域保健法第21条第2項第1号に規定する特定町村(保健師の場合に限る。)
- 8 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- 9 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- 10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス(司法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)の事業を行う事業所
- 11 独立行政法人国立高度知能障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に規定する施設

都 内 施 設 証 明

- 12 医療法
- 13 介護保険法
- 14 児童福祉法
- 15 12から14まで以外の関係法令()

に基づき、保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかを配置する施設

当施設は、 年 月 日現在、上記の施設であることを証明します。

年 月 日

施設名
施設長名

印

(日本産業規格A列4番)

別記第十五号様式及び第十六号様式を次のように改める。

第15号様式(第7条関係)

返 還 届

年 月 日

東京都知事 殿

貸与番号

ふりがな

氏 名

郵便番号

住 居 所

電 話 番 号 ()

下記の返還理由に該当したので届け出ます。
 なお、返還金については、修学資金返還予定明細書(別記第21号様式(裏))のとおり返還します。

記

- 1 返還理由
 - (1) 受けていた修学資金の貸与が廃止された。()
 - (2) 廃止された理由：退学・都外転出・その他()
 - (3) 受けていた修学資金を辞退した。
 - (4) 受けていた修学資金の貸与期間が終了した。
 - (5) (1)から(3)に該当した後、返還債務の履行猶子に該当しない。
- (1)から(3)に該当した後、返還債務の履行猶子を受けていたが、当該履行猶子に係る下記 の理由がなくなつた。
 (理由がなくなつた年月日： 年 月 日)

【返還債務の履行猶子を受けていた理由】

養成施設等に在学しているため
 試験不合格により次年度の試験を再受験するため
 卒業(修了)後、他種の養成施設等に進学したため
 エ 卒業(修了)後、指定施設において看護業務に従事しているため
 オ 卒業(修了)後、都内施設において看護業務に従事しているため
 カ 災害・疾病・出産・育児・介護・その他()のため

(6) その他()

2 返還方法

現在までに返還した額	円
今回返還する額	円
返還期間	年 月 から 年 月 まで
返還方法	月 賦 1回の金額 百 十 万 千 百 十 円 回終了
	半年賦 1回の金額 回終了
	一括 1回の金額 回終了
備考	借受期間 年 月 から 年 月 まで 借受金額 円

(日本産業規格A列4番)

第16号様式（第7条関係）

現況届

東京都知事 殿

年 月 日

貸与番号									
ふりがな									
氏名									
郵便番号									
住所									
電話	()								

私の現況は、下記のとおりです。

- 申請事由
 - 引き続き指定施設又は都内施設において看護業務に従事している。
 - 連学先の養成施設等に引き続き在籍している。

- 従事先又は在学先の証明
 - 上記の者は、以下のとおり従事中である。

- ア 勤務形態 常勤 ・ 非常勤（毎月128時間以上・毎月128時間未満）
 イ 在職期間 年 月 日 ～ 年 月 日
 上記在職期間のうち、
 【休職期間】 年 月 日 ～ 年 月 日
 【休職理由】 産休・育休・傷病・その他（ ）
 ウ 職種 保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 准看護師
- (2) 上記の者は、在学中（ 課程）である。
 ア 在職期間 年 月 日 ～ 年 月 日

上記のとおり従事（在籍）していることを証明する。

年 月 日

施設又は
養成施設等の名称
所在地 〒

電話番号 ()
施設長名



(日本産業規格 A 列 4 番)

「 貸与の種類

貸与番号

別記第十七号様式中

2 死亡年月日 年 月 日 を

3 死亡原因 (診断書添付) 」

「 貸与番号

2 死亡年月日 年 月 日 の場合。

3 死亡原因 (死亡の事実を証する書類を添付)」

別記第十八号様式から第二十号様式までの規定中「貸与の種類」を記し、
別記第二十一号様式(裏)を次のように改める。

(裏)

貸与番号

(氏名)

借用金額の内訳

Table with columns: 養成施設等の名称, 貸与終了理由, 借受期間, うち休止期間, 借受月額, 借受回数

修学資金返還予定明細書

Table with columns: 返済の方法, 1回の金額, 返済回数

(注) 納入期限までに返還されなかった場合、納入期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年3.0%の割合で計算した延滞利息を請求します。

別記第二十三号様式から第二十六号様式までを次のように改める。

第23号様式 (第10条関係)

(表)

修学資金返還猶予申請書

東京都知事 殿

貸与番号, 年 月 日, かりがな氏名, 郵便番号, 住所, 電話

下記により、修学資金の返還猶予を申請します。

1 猶予申請の理由

- (1) 引き続き養成施設等に在学
(2) 試験不合格により次年度の試験を再受験
(3) 卒業(修了)後、他種の養成施設等に進学
(4) 卒業(修了)後、指定施設において看護業務に従事
(5) 卒業(修了)後、都内施設において看護業務に従事
(6) 災害・疾病・出産・育児・介護・その他

(注) (1)から(6)までのうち該当するものに○を付けてください。

2 修学資金貸与終了後の予定

Table with columns: 本人記入欄, 従事先又は在学先の証明(医療施設又は学校が証明)
猶予申請期間, 従事中(常勤・非常勤(月128時間以上))
就業場所・学校名称等, 施設(学校)名, 郵便番号, 所在地, 施設(学校)長名

(注) 1 猶予申請の理由が(1)又は(3)から(6)までに該当する場合、従事先又は在学先の証明が必要となります。

3 免許取得状況

Table with columns: 免許取得年月日・免許番号, 年 月 日 第 号

4 貸与金額・返還状況

Table with columns: 借受期間及び金額等, 年 月から 年 月まで 年月 総額

第25号様式(第11条関係)

修学資金返還免除申請書

年 月 日

東京都知事 殿

ふりがな
申請者の氏名
住 所

電 話 番 号 ()
貸与番号

ふりがな
※借受人の氏名
※申請者が借受人本人である場合は、記入の必要は
ありません。

下記により、修学資金の返還免除を申請します。

記

1 免除要件及び免除申請額		記			
免除要件	貸与月額	ア 25,000	イ 50,000	ウ 75,000	エ 100,000
(1) 指定施設5年間従事	25,000× 貸与月額 (か月)	50,000× 貸与月額 (か月)	50,000× 貸与月額 (か月)	50,000× 貸与月額 (か月)	50,000× 貸与月額 (か月)
(2) 指定施設7年間従事	—	—	—	25,000× 貸与月額 (か月)	25,000× 貸与月額 (か月)
(3) 都内施設5年間従事	25,000× 貸与月額 (か月)	25,000× 貸与月額 (か月)	25,000× 貸与月額 (か月)	25,000× 貸与月額 (か月)	25,000× 貸与月額 (か月)
(4) 業務上の死亡又は 心身の故障	25,000× 貸与月額 (か月)	50,000× 貸与月額 (か月)	75,000× 貸与月額 (か月)	100,000× 貸与月額 (か月)	100,000× 貸与月額 (か月)
免除申請額	円				

(注) (1)から(4)まで及びアからエまでのうち該当するものに○を付けてください。また、該当欄の() 内に貸与月数を記入し、算定した免除申請額を記入してください。
 (注) (2)の場合は、(1)で算定した額と合算した額が免除申請額となります。
 (注) 指定施設に就職後5年未満で都内施設に転職した場合又は都内施設から指定施設に転職した場合は、通算して5年以上看護業務に従事したときは、都内施設において就業したものとみなします。

2 差支施設等卒業(修了)後の状況

免除申請期間	就業場所・進学校名称等	左記期間を証明する書類の有無
年 月から 年 月まで (か月)		・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)
年 月から 年 月まで (か月)		・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)
年 月から 年 月まで (か月)		・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)

(注) 就業場所の在職証明書を添付し、書類の有無に○を付けてください。

3 貸与金額・返還状況

借受期間及び金額	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで	か月 総額	円
現在までに返還した額	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで	か月 総額	円

(日本産業規格A列4番)

第26号様式(第11条関係)

修学資金返還免除承認・不承認通知書

年 月 日

貸与番号
氏 名 宛

東京都知事

先に申請のあった修学資金の返還免除について、下記のとおり免除の承認・不承認を決定したので、通知します。

記

- 1 貸与総額 円
- 2 既免除額 円
- 3 既返還決定額 円
- (1) 返還済額 円
- (2) 返還未済額 円
- 4 今回免除額 円
- 5 今後の返還額 円
- 6 理由

(日本産業規格A列4番)

別記第二十七号様式中

貸与番号	貸与の種類
------	-------

貸与番号

借保証人	氏名	生年月日	本人との関係	連絡先	その他
	現住所	年収			
連帯保証人	氏名	生年月日	本人との関係	連絡先	その他
	現住所	年収			

借保証人	氏名	生年月日	本人との関係	連絡先	その他
	現住所	年収			
連帯保証人	氏名	生年月日	本人との関係	連絡先	その他
	現住所	年収			

改める。

附則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定を受ける者について適用し、同日前に貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

を に、 を に

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

